

串間市公共建築物等における地域材等利用推進に関する基本方針

平成 24 年 9 月 26 日 策定

1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）に基づく、国の「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」並びに宮崎県の「県産材利用推進に関する基本方針」に即し、公共建築物等における木材利用の促進の意義、地域材利用の目標、地域材の利用を推進すべき公共建築物等、地域材の促進に向けた取り組み、その他地域材の利用を推進する上で必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「地域材」とは原則として、串間市で産出又は加工された木材とするが、それらが手当できない場合にあっては、原則として県産材の木材とする。
- (2) 「木造化」とは、市有施設の構造耐久上主要な部分（柱、梁、壁等）の全て又は一部に地域材を使って木造とする新築及び増改築とする。
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装及び外装の全て又は一部に地域材を用いることとする。
- (4) 「公共建築物」とは、国の法律で定める建築物を基準とし、市が整備する建築物の他、民間が建築する学校、福祉施設、医療施設、スポーツ文化施設等広く市民一般が利用する公共性の高い建築物とする。

3 地域材の活用方針

(1) 公共建築物における地域材の活用について

- ア 建築基準法等関係法令の制約を受ける場合を除き新築・増築又は改築等については可能な限り木造化を図ることとする。
- イ 防災面や立地条件等から、木造化が困難な場合は、木造と他工法との混構造とする。
- ウ 木造以外の構造とする場合でも内装で目に触れることが多い場所は可能な限り木質化を積極的に推進する。

(2) 公共土木工事における地域材の活用について

公共土木工事においては、自然景観や環境に配慮しつつ間伐材をはじめとする地域材を積極的に活用するとともに、新たな用途開発等や持続可能な施工維持管理体制等の仕組みづくりを推進する。

(3) その他の利用について

公共建築物等内で使用する消耗品や調度品等については、地域材等を使用したものを積極的に利用する。

また、林地残材や建築廃材等の有効活用など再生可能なエネルギー資源として可能な限り利用推進を図る。

4 公共建築物等における木材利用の目標

公共建築物（木造化施設）における木材は、原則として地域材とすることを目標とする。

公共建築物の木造率

目標：毎年度の木造化施設率＝100%

算定式：木造化施設率＝（木造化施設数／木造化可能施設数）

○「木造化可能施設」は市が整備する公共建築物において、建築基準法上等の制約を受けず防災面、立地条件並びにコスト面においても木造化が可能な建築物数とする。

○「木造化施設」とは、構造上重要な部分（柱、桁、梁など）に木材を使用した施設

ア 公共建築物の新築、増築及び改築を行う場合、積極的に木造化を促進する。また、木造化が困難の場合においては、内装等に積極的に地域材を使った木質化に努める。

木質化・木造化を促進する施設	学校、福祉施設、医療施設、スポーツ施設、公営住宅、庁舎等
----------------	------------------------------

イ 市が公共施設等に導入する備品・家具・調度品等は可能な限り木材製品とする。

備品	事務机、テーブル、イス、カウンター、書棚、倉庫棚等
消耗品	職員名札、案内板等

ウ 公共土木工事における施設等の整備においては、可能な限り木材の使用に努める。

道路	木製ガードレール、木製デリネータ、間伐材パネル、スギ合板型枠、転落防止柵、案内板、基盤吹付材、工事用看板、仮設防護柵等
河川	木工沈床、護岸工、杭柵、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵等
公園	案内板、柵、標識類、遊具、ベンチ、歩道階段、木道、木柵護岸、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵等
農業漁村	暗渠排水被覆材、簡易土留め、柵工、筋工、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵等

5 関係部局の地域材利用推進における役割

関係部局は所管する建築物等について、地域材の積極的な利用を促進する。また、その所管する事業について、補助事業等を含め地域材の利用を促進する。

6 木材利用推進体制

地域材の利用を推進するために、串間市木材利用推進委員会、県及びその他の関係機関の協力を得つつ、地域材の需要拡大と具体的な利用方法について提案等に努める。

7 市における利用の促進

市は、率先して公共建築物における木材の利用に努めるとともに、関係機関や民間団体と連携して、木材の具体的な利用・活用事例やコスト・供給に関する情報の発信に努める。公共建築物の建築に用いる木材の円滑な供給を図るため、林業関係者との連携等により安定供給を促進する。

8 期待される効果

国県及び本市の基本方針に基づき、公共建築物・公共土木工事等において地域材の利用が推進されることにより、林業・木材産業の活性化はもとより森林の適正な整備・保全が図られ、山村地域の活性化に資することが期待される。

付則

この基本方針は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。